

健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

(申出書(新規・延長)の場合)

【手続概要】

この申出は、被保険者から育児休業等取得の申し出があった場合に事業主が行うものです。この申出により、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間の、毎月の報酬にかかる保険料が免除されます。また、開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合は免除となります(令和4年10月1日以降に開始した育児休業等に限る)。

※ 賞与・期末手当等にかかる保険料(育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料)についても免除されます。ただし、令和4年10月1日以降に開始する育児休業等については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除となります。

【留意事項】

この申出は、被保険者が次に掲げる育児休業等を取得する度に、事業主が手続きを行う必要があります。

また、この申出は、育児休業等の期間中または育児休業等終了後の終了日から起算して1カ月以内の期間中に行わなければなりません。

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- ② 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するための育児休業
- ③ 1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
- ④ 1歳(上記②の場合は1歳6カ月、上記③の場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業
- ⑤ 産後休業をしていない労働者が、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得する休業(産後パパ育休)

「育児休業等取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。通常、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、当該申出は行えません。

【添付書類】

不要

ただし、育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後 1 月以内の間に届書を提出できなかった場合については、理由書および被保険者が休業していることの事実確認ができる書類（例：出勤簿、賃金台帳等）の添付が必要です。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参